

令和 5 年 度

事業計画書



一般財団法人 全日本交通安全協会

目 次

1 交通安全に関する広報啓発活動の推進

(1) 第 64 回交通安全国民運動中央大会の開催	1
(2) 全国交通安全運動の実施	1
(3) 交通安全年間スローガン、ポスターデザインの募集と普及	2
(4) 各種媒体を活用した交通安全広報の推進	2
(5) 反射材用品を普及促進するための反射材フェアの開催	2
(6) 飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進	3
(7) 交通安全ファミリー作文の募集	3
(8) 自転車月間の効果的推進	3

2 交通安全対策等の推進

(1) 第 55 回交通安全子供自転車全国大会の開催	3
(2) 幼児・子供の交通安全対策の推進	3
(3) 高齢者、身体障害者等の交通安全対策の推進	4
(4) 自転車の交通安全対策の推進	5
(5) 原付・二輪車運転者の交通安全対策の推進	6
(6) 自動車運転者の交通安全対策の推進	7
(7) 企業の交通安全対策の推進	7
(8) 反射材用品の普及促進	8
(9) 道路使用等の適正化に関する対策の推進	8
(10) 都道府県交通安全協会への交通安全活動資器材の支援	8

3 交通安全表彰の実施

(1) 交通栄誉章「緑十字金章・銀章・銅章」表彰	9
(2) 交通安全優良団体等の表彰	9

(3) 優良二輪車安全運転指導員等表彰	9
---------------------	---

4 交通安全教育指導者育成のための研修会等の開催

(1) 二輪車安全運転特別指導員中央研修会及び特別指導員養成講習会	10
(2) 都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議	10
(3) 安全運転管理指導者講習会	10
(4) 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会	10
(5) 地域交通安全活動推進委員全国研修会	10
(6) 自転車安全教育特別指導員講習会	10

5 交通安全教育及び啓発用資料・資器材等の作成・普及

(1) 交通安全教育指針に基づく指導者用手引書	11
(2) 各種教本、パンフレット等	11
(3) 映画、DVD 等	11
(4) 保安用資器材	11

6 都道府県交通安全活動推進センターとの連携

7 交通安全に関する調査研究等の実施

(1) 交通安全に関する調査研究	12
(2) 諸外国の交通安全団体との交流	12

8 各種行事に対する協賛、後援等の実施

令和 5 年度事業計画

昨年の交通事故による死者数は 2,610 人と、昭和 23 年の交通統計開始以降の最少を 6 年連続で更新するとともに、交通事故の発生件数・負傷者数のいずれも減少した。

しかしながら、交通事故は依然として、国民の安全、安心を脅かす最大級の災禍であり、毎年多くの尊い命が犠牲となるなど、相変わらず私たちの日常生活は交通事故の危険と背中合わせであると言っても過言ではない。

第 11 次交通安全基本計画における「世界一安全な道路交通の実現を目指す」との政府目標の達成に向けて、以下の事業計画に基づき、交通安全対策事業を推進する。

1 交通安全に関する広報啓発活動の推進

(1) 第 64 回交通安全国民運動中央大会の開催

国民総ぐるみの交通安全運動を推進するため、令和 6 年 1 月、東京都内において、第 64 回交通安全国民運動中央大会を開催する。

1 日目は、地域・家庭・教育部会、企業部会の 2 部会に分かれて分科集会を開催し、それぞれの立場から交通安全対策について意見を発表し、討議を行う。

2 日目は、皇室の御臨席を仰ぎ、内閣総理大臣等の来賓の御列席の下、都道府県の交通安全活動の関係者、受賞者等の参加を得て本会議を開催し、各種表彰、大会宣言等を行う。

(警察庁と共催、内閣府・文部科学省・国土交通省の後援)

(2) 全国交通安全運動の実施

春の全国交通安全運動（令和 5 年 5 月 11 日（木）から同月 20 日（土）までの 10 日間）、秋の全国交通安全運動（令和 5 年 9 月 21 日（木）から同月 30 日（土）までの 10 日間）を関係各省庁、団体との共催により実施し、交通安全運動用のポスターを作成・配布するとともに、子供と高齢者の交通事故防止、歩行中・自転車乗車中の交通事故防止、飲酒運転・あおり運転等悪質・危険な運転の根絶、全ての座席のシー

トベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底及び「交通事故死ゼロを目指す日」の広報啓発等の交通安全活動を行う。

(3) 交通安全年間スローガン、ポスターデザインの募集と普及

令和5年使用の交通安全年間スローガンとポスターデザインを活用して、交通安全意識の向上と交通事故の減少を図る。また、令和6年使用の年間スローガンを全国から募集し、このうちスローガンの最優秀作品を用いたポスターデザインを全国から募集する。(毎日新聞社と共催、内閣府ほか関係省庁・日本放送協会の後援、全国共済農業協同組合連合会の協賛)

(4) 各種媒体を活用した交通安全広報の推進

ア 定期広報誌の発行

交通安全教育に携わる方々を主たる対象とした交通安全教育推進月刊誌「人と車」を発行し、交通安全教育及び啓発用資料として都道府県交通安全協会をはじめ関係先に配布し、交通安全活動に役立てる。

イ ポスターの作成・配布

春・秋の全国交通安全運動用として、交通安全年間スローガン入りポスターを作成し、内閣府作成のポスターとともに、都道府県交通安全協会等に配布する。

ウ ホームページ等による広報啓発

ホームページに、道路交通法の改正ポイントや自転車の安全対策、飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動、反射材用品の普及促進、安全運転講習会等の交通安全活動に関する最新情報を掲載するとともに、定期的にリニューアルを行い、交通安全の広報啓発を行う。

そのほか、業務及び財務に関する資料を積極的に公開するなど、交通安全協会の組織及び事業等についての理解を深めるための広報を行う。

(5) 反射材用品を普及促進するための反射材フェアの開催

反射材用品の普及促進、広報啓発を図るため、令和5年10月下旬、東京都内において反射材に係る交通安全キャンペーン、各種反射材用品の展示、体験等を内容とす

る「反射材フェア 2023」を開催する。

（当協会の主催、警察庁の後援、警視庁交通部・東京都交通安全協会等の協力、全国共済農業協同組合連合会の協賛）

(6) 飲酒運転根絶のためのハンドルキーパー運動の推進

飲酒運転の根絶を図るため、警察や都道府県交通安全協会、日本自動車連盟、日本フードサービス協会等関係機関・団体と連携して、ハンドルキーパー運動を飲酒運転根絶のための国民運動として推進する。

(7) 交通安全ファミリー作文の募集

家庭、学校、地域において交通安全について考え、話し合った内容や方法、その結果実行していることなどを作文形式により広く募集し、国民一人一人の交通安全意識の一層の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に資することを目的として、交通安全ファミリー作文コンクールを実施する。募集期間は、概ね6月から9月とし、小学生の部と中学生の部に分けて実施する。

（警察庁等と共催）

(8) 自転車月間の効果的推進

自転車の安全利用の促進等を図るため、関係団体で組織する「自転車月間推進協議会」の一員として、5月の「自転車月間」の効果的な推進に取り組む。

2 交通安全対策等の推進

(1) 第55回交通安全子供自転車全国大会の開催

自転車の正しい乗り方を通じて、小学校児童に交通ルールやマナーを身に付けてもらうため、令和5年8月9日（水）、東京ビッグサイトにおいて「第55回交通安全子供自転車全国大会」を開催する。

（警察庁と共催、内閣府・文部科学省・日本放送協会等の後援）

(2) 幼児・子供の交通安全対策の推進

ア 幼児教育用教材の作成、普及

幼児の交通事故防止を目的として、交通安全教育を推進するため、幼児用交通安全教材（交通安全絵本）を作成し、全国の幼稚園、保育所等に配布する。

イ チャイルドシートの使用に関する広報啓発

子供の自動車乗車中の交通事故による被害の軽減を図るため、DVD「チャイルドシートで守ってね！」等の活用と各種資料の作成により運転者、保護者等にチャイルドシートの必要性和有効性を再認識してもらい、チャイルドシートを正しく取り付け、使用するよう広報啓発活動を積極的に推進する。

ウ 新入学児童への黄色いワッペンの配布

新入学児童の登下校時の交通事故防止と児童の交通安全意識の高揚を図るため、「黄色いワッペン」（交通事故傷害保険付）贈呈事業を後援し、全国の新入学児童全員に配布する。

(3) 高齢者、身体障害者等の交通安全対策の推進

ア 高齢者に対する交通安全教育普及活動

高齢運転者と高齢歩行者の交通事故を防止するため、高齢者用の交通安全教育用資料として、交通安全教育用冊子「高齢者のための交通教本」やDVDの作成、普及に努める。

イ 反射材用品の配布及び普及促進

夜間における高齢歩行者の交通事故防止を図るため、反射材用品を都道府県交通安全協会に配布し、その普及促進に努める。

ウ 高齢運転者の安全運転対策の推進

高齢運転者の交通事故防止を図るため、日本自動車連盟との共催により、参加・体験・実践型の安全運転実技講習会を開催する。

エ 高齢運転者標識（高齢者マーク）、身体障害者標識（身体障害者マーク）及び聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）の普及

高齢運転者、肢体の不自由な運転者や聴覚の不自由な運転者を保護するために、高齢運転者標識、身体障害者標識及び聴覚障害者標識について広報し、普及を図る

とともに、一般運転者に対して、これらの標識を付けた車の側方に幅寄せしたり、前方に無理に割り込んだりしないように広報啓発を行う。

オ 視覚障害者用交通信号機の整備

視覚障害者の交通安全対策を図るため、(株)ニッポン放送等ラジオ局が展開するラジオ・チャリティ・ミュージックソンによる視覚障害者用交通信号機（音の出る信号機）贈呈事業を後援し、関係都道府県警察に配布する。

(4) 自転車の交通安全対策の推進

ア 自転車安全教育推進委員会の開催

自転車利用者に対する交通安全教育の推進を図るため、警察庁・内閣府・文部科学省等関係省庁、関係団体及び学識経験者等による自転車安全教育推進委員会（中央委員会）を開催し、自転車に関する交通安全教育の推進方策等について協議する。

イ 自転車の交通ルール・マナーの周知

自転車の通行方法や自転車乗車用ヘルメットの着用など、自転車の交通ルール・マナーの周知を図るため、「自転車の交通安全ブック」を作成するほか、安全教育用資料として「自転車安全教室」を作成し、5月の自転車月間に合わせ、都道府県交通安全協会に配布する。

ウ 自転車安全教育特別指導員の認定・登録

都道府県自転車安全教育推進委員会（地方委員会）から申請のあった自転車安全教育特別指導員の認定・登録を行う。

エ 自転車会員制度の普及促進

自転車利用者の安全意識の高揚及び自転車が加害者となる事故に係る被害者の救済と加害者等の経済的・精神的負担の軽減を図るため、自転車会員制度の普及促進に努める。自転車会員に対して、団体自転車保険「サイクル安心保険」を提供して自転車損害賠償保険の普及を促進する。

オ 自転車乗車用ヘルメット着用の啓発普及

4月からは、全ての自転車利用者にヘルメットの着用が義務付け（努力義務）

られることから、各種研修会や広報媒体等を活用した啓発普及など着用推進に向けた取組みに努める。

(5) 原付・二輪車運転者の交通安全対策の推進

ア 二輪車安全運転推進委員会の開催

二輪車の安全運転教育を推進するため、警察庁・内閣府・文部科学省等関係省庁、関係団体及び学識経験者等による二輪車安全運転推進委員会（中央委員会）を開催し、二輪車の事故防止対策を協議する。

イ 安全運転教本の作成配布

原付及び二輪車の安全運転教本「あなたもライダー」及び「二輪ライダーのために」を作成し、二輪車の安全運転教育の普及促進を図る。

ウ 乗車用ヘルメット等着用啓発普及

原付及び二輪車の乗車用ヘルメット、プロテクターの正しい着用について、安全運転講習会その他の機会を通じて啓発普及に努める。

エ 二輪車安全運転特別指導員の審査・認定・登録

二輪車安全運転教育の充実強化を図るため、都道府県二輪車安全運転推進委員会（地方委員会）から推薦のあった二輪車安全運転特別指導員候補者の審査・認定・登録を行う。

オ 二輪車安全運転指導員審査助成事業の推進

二輪車安全運転推進委員会の基盤である指導員制度の充実強化を図るため、指導員の審査を実施する都道府県交通安全協会に対し、審査に要する費用の所定額を助成する。

カ 原付講習への支援

都道府県交通安全協会が実施している原付免許取得時の原付講習及び普通免許取得者で原付講習の受講を希望する者に対する講習について支援する。

キ 原付安全運転講習会の開催支援

原付を日常的に運転している者の運転技能の向上を図るため、都道府県交通安全

協会が日本二輪車普及安全協会都府県地区支所等と協力して、原付安全運転講習会を効果的に開催できるよう支援する。

ク 二輪車安全運転講習会の開催支援

二輪免許を新たに取得しようとする者及び二輪免許既得者の運転技能の向上を図るため、都道府県交通安全協会が日本二輪車普及安全協会都府県地区支所等と協力して、二輪車安全運転講習会を効果的に開催できるよう支援する。

(6) 自動車運転者の交通安全対策の推進

ア 教育用資料・資器材の配布

各種交通安全教育用資料や資器材を作成、配布し、教育効果の向上を図る。

特に、広く国民一般に、道路交通法や交通の方法に関する教則の改正内容を周知するために、多数の運転者が受講する更新時講習等に使用する「わかる身につく交通教本」、「高齢者のための交通教本」等に改正内容を盛り込み、都道府県交通安全協会と連携して、その広報啓発を図る。

イ シートベルトの着用、チャイルドシートの使用の徹底

すべての座席においてシートベルトの着用が義務化されていることから、運転席、助手席はもとより、着用率の低い後部座席におけるシートベルトの着用やチャイルドシートの使用を習慣化させるための広報啓発活動を推進する。

ウ 安全運転実技講習会の開催

自動車運転者の交通事故防止対策の一環として、日本自動車連盟との共催により、参加・体験・実践型の安全運転実技講習会を開催する。

エ 若年・初心運転者に対する交通安全教育の充実強化

若年・初心運転者の交通事故防止のため、交通安全教育用資料等を作成するなどして、安全意識の高揚を図る。

(7) 企業の交通安全対策の推進

ア 都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議の開催

都道府県安全運転管理者協議会との緊密な連携を図るため、都道府県安全運転管

理者協議会専務理事等会議を開催する。

イ 教育用資料・資器材の普及促進

企業の安全運転対策の向上を図るため、企業の経営者、安全運転管理者等を対象とした安全運転管理実践のための手引書等を作成し、その普及を図る。

ウ 安全運転管理能力向上のための諸対策の推進

企業等における安全運転管理能力の向上を図るため、企業等の幹部を対象とした安全運転管理指導者講習会を開催する。

(8) 反射材用品の普及促進

夜間における歩行者、自転車利用者の交通事故防止のため、反射材用品の普及を促進し効果的な活用を図る。また、関係機関・団体等と連携して反射材活用推進委員会を開催する。

(9) 道路使用等の適正化に関する対策の推進

駐車対策等の重要性を踏まえ、都道府県交通安全活動推進センターや関係機関と協力して、都道府県道路使用適正化業務担当者の実務能力の向上と連携を図るための研修を行う。

(10) 都道府県交通安全協会への交通安全活動資器材の支援

ア 交通安全活動支援協力事業の推進

都道府県交通安全協会が、各種の交通安全活動を効果的に推進するために購入した視聴覚教材等の安全教育用資器材及び広報啓発用品等の費用について、必要に応じ支援する。

イ 交通安全活動に資する資器材の整備

(ア) 「交通安全教育車」の整備

幼児・学童及び高齢者に対する交通安全教育を推進するため、交通安全教室用信号機等の資器材を搭載した「交通安全教育車（宝くじ号）」を都道府県交通安全協会に配分する。

(イ) 「交通安全広報用テント」の配分

交通安全運動及び各種交通安全活動等に使用するため、「交通安全広報用テント」を都道府県交通安全協会に配分する。

(ウ) 「警報器付横断指導旗」の配分

横断歩道における交通事故防止を図るため、「警報器付横断指導旗」を都道府県交通安全協会に配分する。

(エ) 自転車シミュレータの配分

自転車事故の防止を図るための教育機器として、交通安全教室等の受講者が、自転車に乗る際の技能・知識や自転車利用のルールとマナーを効果的に習得することができる「自転車シミュレータ（模擬運転教育装置）」を都道府県交通安全協会に配分する。

3 交通安全表彰の実施

(1) 交通栄誉章「緑十字金章・銀章・銅章」表彰

多年にわたり交通安全活動に尽力し、抜群の功績等があった交通安全功労者、優良安全運転管理者及び優良運転者に対し、その功績に応じて交通栄誉章「緑十字金章・銀章・銅章」を贈り、表彰する。

(2) 交通安全優良団体等の表彰

交通安全活動等を積極的に推進し、交通安全に顕著な功績があった交通安全優良団体等の表彰を行うとともに、交通安全事業に積極的に協力し、交通安全の推進に顕著な功績のあった個人、会社、団体等に対し、感謝状を贈呈する。

(3) 優良二輪車安全運転指導員等表彰

二輪車の安全運転教育活動を積極的に実施している特別指導員・指導員の表彰を行う。

4 交通安全教育指導者育成のための研修会等の開催

都道府県における交通安全教育の指導者等を育成するため、各種の交通安全指導者研修会等を開催する。

(1) 二輪車安全運転特別指導員中央研修会及び特別指導員養成講習会

二輪車安全運転特別指導員の指導能力の向上を図るため、中央研修会を開催するほか、特別指導員の資格を取得しようとする者に対する養成講習会の開催及び審査を実施する。

(2) 都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議

都道府県安全運転管理者協議会が行う、企業における安全運転管理の効果的な推進及び交通安全教育指導者育成等の活動に資するため、都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議を開催する。

(3) 安全運転管理指導者講習会

安全運転管理者等を指導する立場にある企業等の幹部の安全運転管理能力の向上を図るため、講習会を開催する。

(4) 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会

都道府県交通安全活動推進センターにおける道路使用等に関する業務の適正な運用を図るため、担当責任者の研修会を開催する。

(5) 地域交通安全活動推進委員全国研修会

地域交通安全活動推進委員の実務能力の向上を図るため、研修会を開催する。

(6) 自転車安全教育特別指導員講習会

自転車安全教育指導員の指導能力の向上を図り、特別指導員を養成する講習会を開催する。

5 交通安全教育及び啓発用資料・資器材等の作成・普及

交通安全教育や交通安全の広報啓発を推進するため、交通安全教育及び啓発用資料・資器材等を作成し、普及を図る。

(1) 交通安全教育指針に基づく指導者用手引書

○「安全運転管理者等法定講習用テキスト」

(2) 各種教本、パンフレット等

○「交通の教則（普及版）」、「わかる身につく交通教本」、「高齢者のための交通教本」、「安全運転自己診断」、「ルールとマナー」、「危険の予測」、「わかりやすい道路交通法」

○「子どもと保護者の交通安全ブック」

○「認知・判断力診断 セルフチェック版」

○「自転車の交通安全ブック」、「自転車安全教室」

○「あなたもライダー」、「二輪ライダーのために」

(3) 映画、DVD 等

子供、高齢者、自転車、シートベルト、チャイルドシート、飲酒運転根絶等、対象や目的に応じた交通安全教育用映画及び DVD 等の教材

(4) 保安用資器材

夜間の事故防止のための反射材用品、高齢運転者等の保護のための高齢者マーク、横断指導旗等、交通安全活動に使用される各種の資器材

6 都道府県交通安全活動推進センターとの連携

都道府県交通安全活動推進センター（都道府県交通安全協会）の事業について、必要な連絡調整を行うとともに、当該センターと緊密な連携を図るため「主要都道府県交通安全協会連絡会議」及び「都道府県交通安全協会専務理事等会議」を開催する。

7 交通安全に関する調査研究等の実施

(1) 交通安全に関する調査研究

交通安全に関し、必要に応じ調査研究を行い、交通安全対策の効果的推進に資する。

(2) 諸外国の交通安全団体との交流

各国交通関係団体との交流を継続し、情報及び資料等の収集を行う。

8 各種行事に対する協賛、後援等の実施

他機関、団体と連携して交通安全活動を効果的に推進するため、協賛、後援等を行う。

年間行事予定（令和5年度）

（一財）全日本交通安全協会

月	行事	月	行事
4月		10月	・都道府県安全運転管理者協議会専務理事等会議（東京 4日） ・主要都道府県交通安全協会連絡会議（東京 18日） ・反射材フェア2023（東京 下旬）
5月	・自転車月間 ・春の全国交通安全運動（11日～20日） ・都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会（東京 12日） ・監事監査（東京 17日） ・二輪車安全運転特別指導員中央研修会（熊本 29・30日）	11月	・安全運転管理指導者講習会（大阪 1・2日） ・二輪車安全運転特別指導員中央研修会（茨城 4・5日） ・自転車安全教育特別指導員講習会（東京 16・17日） ・交通安全年間スローガンの決定・ポスターデザイン募集開始（下旬） ・交通安全ファミリー作文優秀作の決定（下旬）
6月	・第30回理事会（東京 2日） ・反射材活用推進委員会（東京 6日） ・令和5年度定時評議員会（東京 20日） ・地域交通安全活動推進委員全国研修会（東京 23日） ・交通安全年間スローガン募集開始	12月	・二輪車安全運転推進委員会幹事会（東京 15日）
7月	・交通安全ファミリー作文募集開始（7月上旬）	令和6年 1月	・第64回交通安全国民運動中央大会（東京 16日・17日） 交通安全栄誉章「緑十字金・銀章」表彰 交通安全優良団体等表彰 ・交通安全ポスターデザイン募集締切（31日）
8月	・第55回交通安全子供自転車全国大会（東京 9日） ・宝くじ号贈呈式（東京 9日）	2月	・自転車安全教育推進委員会（上旬）
9月	・交通安全栄誉章「緑十字銅章」表彰 ・交通安全ファミリー作文募集締切（上旬） ・二輪車安全運転特別指導員養成講習会及び審査（三重 4・5日） ・秋の全国交通安全運動（21日～30日） ・交通安全年間スローガン募集締切（30日）	3月	・二輪車安全運転推進委員会（東京 1日） ・第32回理事会（東京 中旬） ・都道府県交通安全協会専務理事等会議（東京 中旬） ・交通安全ポスターデザイン表彰式（東京 下旬）